

施設の維持管理計画

㈱北見宇部 安定型最終処分場

施設の維持管理方法	産業廃棄物の受入方法	<ul style="list-style-type: none"> ①搬入される廃棄物に安定型産業廃棄物以外の物が混入・付着がないか目視で確認する。 ②産業廃棄物以外の物及び契約と違う物の場合は受入を拒否する。 ③展開検査により廃棄物を確認し安定型産業廃棄物以外の物が混入・付着が判明した場合は受入を拒否する。
	施設操業時の維持管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物が施設から外へ飛散、流出しないよう直ちに覆土を行う。 ②悪臭、害虫等の発生及び火災発生防止のため、覆土及び薬剤、消火器を配備する。 ③施設の機能を維持するため定期的に、点検(日常・定期)を実施する。 ④地震、台風等災害発生時は災害防止計画により対応する。 ⑤地下水等の検査を定期的に行う。
	施設整備・点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ①日常点検：1回/日チェックリストによる。 ②定期検査：1回/月チェックリストによる。 ③地下水：施設周辺の地下水(上流、下流側)について地下水等検査項目を年1回測定する。 ④浸透水：操業中はBODを月1回、地下水等検査項目を年1回測定する。 <p>地下水の測定記録及び汚染等があった場合、オホーツク総合振興局環境生活課に連絡すると同時にその指示を受け対応し即座に廃棄物の埋立を中止しその原因究明に当たる。</p>
維持管理に関する記録及び閲覧方法	<p>埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理にあたった点検、検査その他の必要な処置を行った記録を作成し保存する。それぞれ閲覧に供するため本店事務所に備え付けておく。</p> <p>インターネット上に受入実績、設備の点検記録、地下水・浸透水の採取場所、年月日及び検査結果を公開する</p>	